

飯塚市少年相談センター規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月2日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第3号

飯塚市少年相談センター規則の一部を改正する規則

飯塚市少年相談センター規則(平成18年飯塚市規則第74号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 少年相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 少年相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
飯塚市少年相談センター	飯塚市吉原町6番1号	飯塚市少年相談センター	飯塚市飯塚9番24号
(業務) 第3条 飯塚市少年相談センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) (略) <u>(4) 少年の相談に関すること。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、少年の健全育成に関すること。</u>		(業務) 第3条 飯塚市少年相談センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) (略) <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、少年の健全育成に関すること。</u>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。